

今後の新興感染症に備えた 医療提供体制の確保について

(診療所向け説明資料)

島根県薬事衛生課

-目次-

- 1.これまでの経緯 (P2)
- 2.医療提供体制の確保 (P3~5)
- 3.医療措置協定に定める内容 (P6~11)
- 4.流行初期医療確保措置について (P12,13)
- 5.事前調査票の補足説明 (P14~18)
- 6.今後の予定 (P19)

1.これまでの経緯

- 令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行は医療だけにとどまらず、社会全体に大きな影響を与え、病床、外来、人材、マスク等の感染防護具(PPE)の確保など、地域医療の様々な課題が判明
- 新型コロナウイルス感染症患者に対応する中で培われた教訓を踏まえ、令和4年12月に成立した感染症法等の改正において、平時にあらかじめ都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化



- 今後新たな新興感染症が発生した際に、新型コロナで作り上げた最大の医療提供体制を速やかに確保

新興感染症：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症が対象
どのような感染症が発生するか分からないため、新型コロナを念頭に体制を確保

2. 医療提供体制の確保

(発生～流行初期～流行初期以降の流れ)

①発生早期（厚生労働大臣による発生の公表前まで）

→現行の第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応

②流行初期（発生の公表後～3カ月まで）

→発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関が引き続き対応することを想定。

→流行初期医療確保措置付きの協定を締結するその他医療機関も、各都道府県の判断を契機として対応開始。

③流行初期以降（発生の公表後3カ月～）

→公的医療機関等（対応可能な民間医療機関も含む）も対応開始

④流行初期以降（発生の公表後3ヵ月～6ヵ月程度）

→順次速やかに全ての協定締結医療機関（診療所を含む）
での対応を目指す

診療所にご対応いただくのは
基本的にこのフェーズを想定

感染症予防計画（素案）概要（イメージ図）

新型コロナで構築した最大体制を6ヶ月以内に整備する

平時

新興感染症発生・まん延時

➤ 感染症の発生・まん延防止

発生動向調査
積極的疫学調査等
予防接種

➤ 検査の実施体制等 <数値目標>

検査体制の整備・能力の向上
検査に係る協定

➤ 医療機関等との協定 <数値目標>

入院・発熱外来・自宅療養者
等への医療提供・後方支援・
医療人材派遣・
個人防護具の備蓄・
宿泊施設の確保

➤ 移送体制の整備

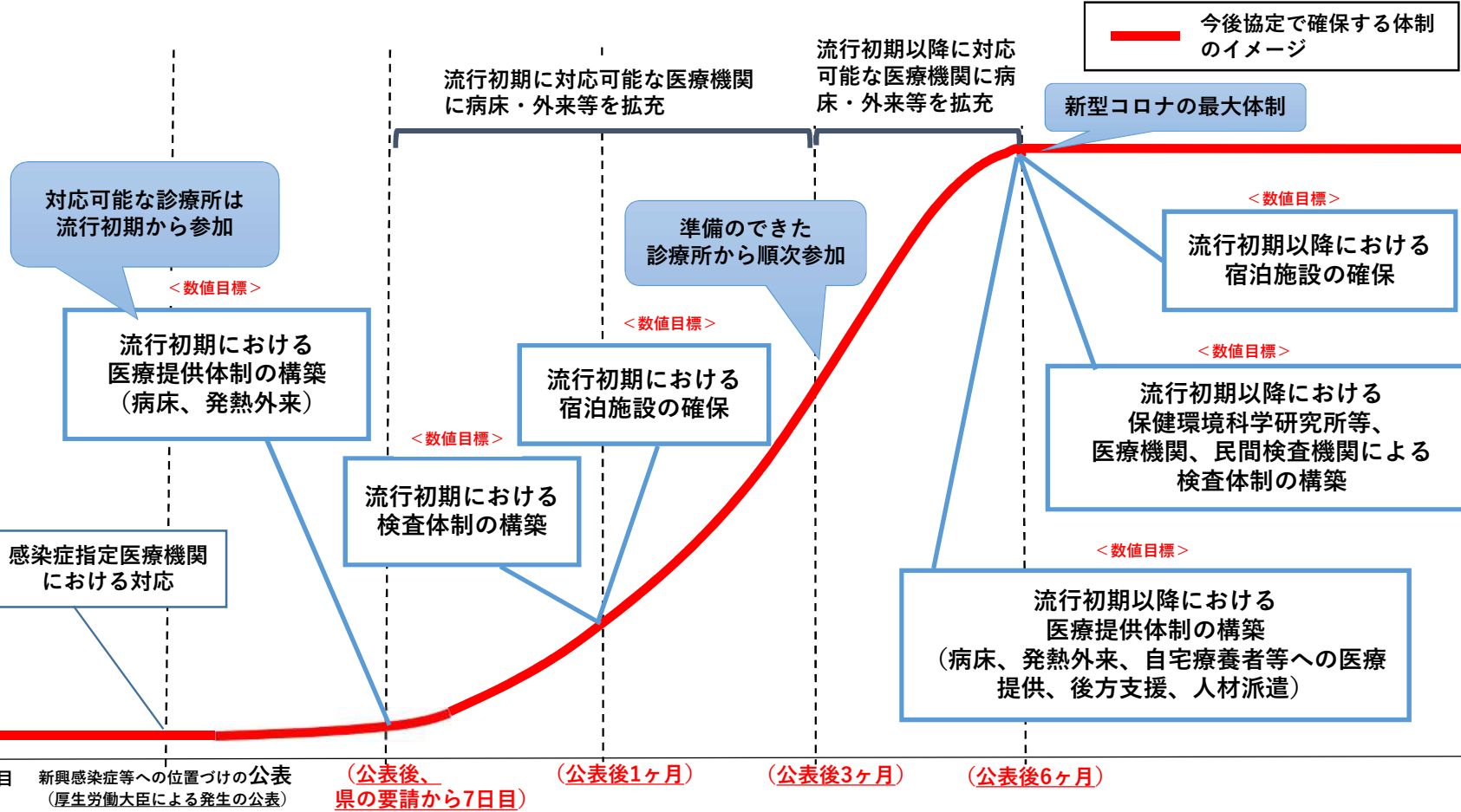
➤ 人材の養成・資質の向上 <数値目標>

➤ 保健所体制 <数値目標>

保健所の体制整備
応援体制の整備

➤ ワンヘルス・アプローチ

動物由来感染症対策
薬剤耐性対策



国内1例目 新興感染症等への位置づけの公表
(厚生労働大臣による発生の公表)

(公表後、
県の要請から7日目)

(公表後1ヶ月)

(公表後3ヶ月)

(公表後6ヶ月)

①平時

②発生早期

③流行初期（発生公表後～3ヶ月以内）

④流行初期以降（発生公表後3ヶ月～6ヶ月以内）

診療所にご対応いただくのは基本的にこのフェーズを想定

新興感染症：新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

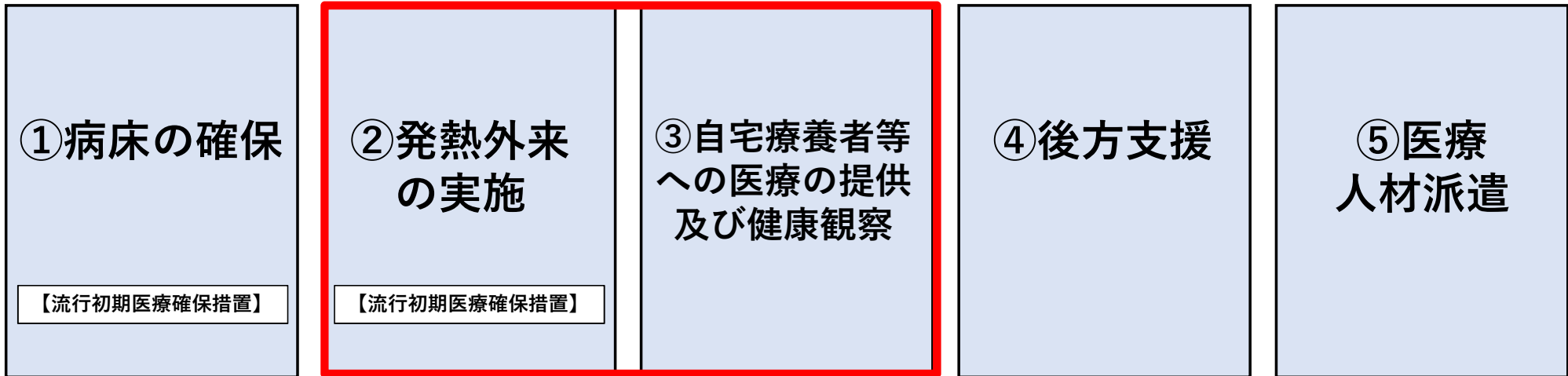
病床、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、 個人防護具に関する数値目標（案）

| 項目 | 平時 | 流行初期 | 流行初期以降 |
|------------------------|--------------------|------|--------|
| 協定締結医療機関（入院）の確保可能病床数 | — | 48床 | 357床 |
| うち重症病床数 | — | 3床 | 8床 |
| 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数 | — | 30機関 | 319機関 |
| 自宅療養者等への医療を提供する機関数 | — | — | 625機関 |
| うち病院 | — | — | 25機関 |
| うち診療所 | — | — | 291機関 |
| うち薬局 | — | — | 255機関 |
| うち訪問看護事業所 | — | — | 54機関 |
| 個人防護具の備蓄を十分に行う（※）医療機関数 | 協定締結医療 機関数の8割以上 | — | — |

※新興感染症により需給が最もひっ迫する期間として国が示す「2か月分」以上の個人防護具
（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、手袋）の備蓄

3. 医療措置協定に定める内容

対象：病院・診療所・薬局・訪問看護事業所



診療所が対象となる協定の内容

「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供及び健康観察」の対応可能な診療所と協定を締結
※病院は①～⑤のいずれか1つ以上の協定を締結

+

PPEの備蓄（任意事項）

医療措置内容(診療所向け) ②発熱外来

i) 求められる受入体制・・・新型コロナ対応の診療・検査医療機関の施設要件を参考

発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築する。また、関係学会のガイドライン等を参考に、院内感染対策を適切に実施し、発熱外来を行う。

(R5.5.26都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き P26)

ii) 協定に定める内容について

- 新型コロナ対応実績を参考に、1日あたりの発熱外来対応人数、1日あたりの核酸検出検査（PCR検査等）の件数について定める（対応人数の設定が難しい場合は、対応できる旨を記載）
- 小児患者の対応が可能な場合は、その旨を明記
- かかりつけ患者に限って対応する場合はその旨を明記

医療措置内容 ③ 自宅療養者に対する医療の提供

i) 求められる対応

- 自宅・宿泊療養者・高齢者施設及び障害者施設での療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）は、新型コロナ対応と同様、病院、診療所は、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行う。
- 関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行うことを基本とする。

ii) 協定に定める内容について

- 自宅療養者等への医療（対面・往診・電話・オンライン診療・処方）の提供及び健康観察が可能である旨を記載
- 高齢者施設、障がい者施設等への往診、健康観察が可能な場合はその旨を記載

個人防護具（PPE）の備蓄について

- 協定締結医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、検査機関、宿泊施設）では、協定において個人防護具の備蓄について規定することができる（任意的事項）

- ①サージカルマスク ②N95マスク ③アイソレーションガウン
- ④フェイスシールド ⑤非滅菌手袋

- 協定で締結する場合、PPEの各品目について、その施設の使用量2か月分以上の備蓄を行うことが推奨されている

※都道府県は予防計画において、協定締結医療機関において個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数を目標として設定する。

具体的には、協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が、協定により5物資についてその施設の2か月分以上に当たる各種PPEの備蓄を行うことを目標とする。

個人防護具（PPE）の備蓄について

- 備蓄の運営方法は平時において、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して一般医療の現場で使用する、回転型での運用を推奨する

※回転型などの運営方法は協定で定めなくてもよい

- 回転型での運営のために、施設内に保管施設を確保することが望ましいが、施設外の保管施設を利用することなどにより使用量の2か月分などの備蓄を確保するのもよい。

※このほか、例えば、①物資の取引事業者との供給契約で、取引業者の保管施設で備蓄を確保する方法や、②物資の取引事業者と提携し、有事に優先供給をしていただく取り決めをすることで、平時においては物資を購入することなく、備蓄を確認する方法でもよい

※なお、実際の有事において、「使用料2か月分」の想定以上に需要が急増し、一方で供給が確保されず物資が不足する事態が生じた場合には、国の備蓄等で対応することが想定されている

参考

〈1診療所あたりの个人防护具の1週間想定消費量（全国平均）〉

| | サージカルマスク | N95・DS2マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|------|----------|------------|-------------|----------|-------|
| 病床なし | 79枚 | 6枚 | 17枚 | 11枚 | 272枚 |
| 病床あり | 160枚 | 7枚 | 19枚 | 13枚 | 662枚 |

〈1診療所あたりの个人防护具の2か月想定消費量（全国平均）〉

| | サージカルマスク | N95・DS2マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|------|----------|------------|-------------|----------|-------|
| 病床なし | 674枚 | 55枚 | 149枚 | 98枚 | 2323枚 |
| 病床あり | 1370枚 | 57枚 | 165枚 | 114枚 | 5668枚 |

「協定締結ガイドライン」14～15ページ

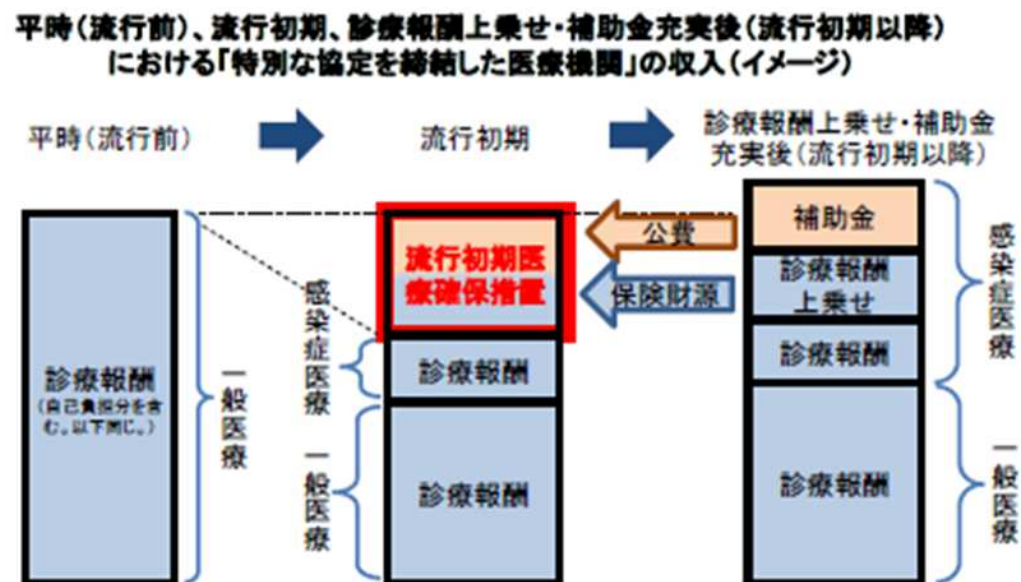
4. 流行初期医療確保措置について

• 流行初期医療確保措置の内容

流行初期の段階（目安：厚生労働大臣公表後～3ヶ月以内）からの対応が可能な協定を締結いただく医療機関（※）に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置を行います。

※診療所も対象可

流行初期以降の段階（目安：厚生労働大臣公表3ヶ月以降）は、診療報酬の上乗せや補助金が充実されることを想定しています。



流行初期医療確保措置対象医療機関の県基準と財政支援について

流行初期医療確保措置対象医療機関の県基準（発熱外来）

- ◎ 発生の公表後、都道府県知事の要請後 1 週間以内に措置を実施すること
- ◎ 流行初期から、病院においては 1 日あたり 10 人以上、診療所においては 1 日あたり 5 人以上の新興感染症を疑う患者を診察できる体制を構築していること
- ◎ 新興感染症を疑う患者に対し、検体採取できる体制を構築していること

対面のみ

鼻咽頭ぬぐい液を想定

流行初期(公表から 3 か月程度)に対応する医療機関のうち、上記の県基準を満たす特別な協定を締結した医療機関に対して、**流行初期の補助金や診療報酬の特例措置が整備されるまでの間、感染症患者の受入を行ったことで発生した減収を補填**

その他の財政支援

有事：協定指定医療機関に対する財政的支援については、**感染症発生・まん延時にその性状に応じて厚生労働省が定める。**（病床確保料や設備整備費の補助を想定）

平時：都道府県と協定を締結する医療機関における感染症の対応に適した個室病床、病棟のゾーニング、施設・設備整備に対する支援（個人防護具の保管庫、検査機器、HEPAフィルター付き空気清浄機等）を、**国において検討中。**

5.事前調査票の補足説明①

医療措置協定書の素を送付いたしますので内容についてご確認ください。
また、第3条、第4条の項目について、赤枠内・黄色枠・青枠の内容をご確認いただき、協定締結内容として可能な場合は☑や数値等をご記入ください。

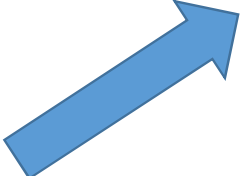
新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書

島根県知事（以下「甲」という。）と0の管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型コロナウイルス感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型コロナウイルス感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型コロナウイルス感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型コロナウイルス感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型コロナウイルス感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）
第2条 甲は、新型コロナウイルス感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を助成し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）
第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げるもののうち、該当する医療措置を講ずるものとする。



一 発熱外来の実施 ※該当の項目に☑

流行初期期間経過後（新型コロナウイルス感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）

| | | |
|-------|---|-------------------------------------|
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 診療 ※検体採取を含む 対応人数： <input type="text"/> 人/日 | ☑をつけた場合、可能な限り記入してください。 |
| | <input type="checkbox"/> 検査 ※PCR検査などの核酸検出検査に限る。抗原検査は含まない。 ※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない。 検査実施能力： <input type="text"/> 件/日 | ☑をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 普段から乙にかかっている患者（かかりつけ患者）に限る <input type="checkbox"/> 小児患者 | |

※検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。
※検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

一 発熱外来の実施 ※該当の項目に☑

流行初期期間経過後（新型コロナウイルス感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）

| | | |
|-------|---|-------------------------------------|
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 診療 ※検体採取を含む 対応人数： <input type="text"/> 人/日 | ☑をつけた場合、可能な限り記入してください。 |
| | <input type="checkbox"/> 検査 ※PCR検査などの核酸検出検査に限る。抗原検査は含まない。 ※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない。 検査実施能力： <input type="text"/> 件/日 | ☑をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 普段から乙にかかっている患者（かかりつけ患者）に限る <input type="checkbox"/> 小児患者 | |

※検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。
※検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

- 流行初期以降のフェーズの考え方は本資料のP3～4をご確認ください。
- 今後発生する可能性のある新興感染症において、流行初期以降の医療提供体制にご協力いただきたいと考えています。
- ご協力いただける場合、「診療」と「検査」両方、またはいずれかに☑を付けてください。
- ☑をつけていただいた場合、可能な限り人数や件数を記入してください。
- 検査とは核酸検出検査（PCR検査等）で、院内で実施するものです。

5.事前調査票の補足説明②

0

流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応

| | | |
|-------|--|--|
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 診療 ※検体採取を含む 対応人数： <input type="text"/> 人/日 | <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| | <input type="checkbox"/> 検査 ※PCR検査などの核酸検出検査に限る。抗原検査は含まない。 ※医療機関で検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない。 検査実施能力： <input type="text"/> 件/日 | <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 普段から乙にかかっている患者（かかりつけ患者）に限る <input type="checkbox"/> 小児患者 | |

※検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。
 ※検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応

| | | |
|-------|--|--|
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 診療 ※検体採取を含む 対応人数： <input type="text"/> 人/日 | <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| | <input type="checkbox"/> 検査 ※PCR検査などの核酸検出検査に限る。抗原検査は含まない。 ※医療機関で検体の採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない。 検査実施能力： <input type="text"/> 件/日 | <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 普段から乙にかかっている患者（かかりつけ患者）に限る <input type="checkbox"/> 小児患者 | |

※検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。
 ※検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

二 自宅療養者等への医療の提供 ※該当の項目に☑

| | |
|----------|---|
| 対応時期（目的） | 流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内） |
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 自宅療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="checkbox"/> 宿泊療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="checkbox"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="checkbox"/> 障がい者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ |

※「対面」とは、患者が医療機関に来院して診察を受けることをいう。
 ※※ 初診の特例規定がある場合のみ実施するものも含む。

- 流行初期以降のフェーズの考え方は本資料のP3～4をご確認ください。
- 今後発生する可能性のある新興感染症において、流行初期以降の医療提供体制にご協力いただきたいと考えています。
- ご協力いただける場合、「診療」と「検査」両方、またはいずれかに☑を付けてください。
- ☑をつけていただいた場合、可能な限り人数や件数を記入してください。
- 検査とは核酸検出検査（PCR検査等）で、院内で実施するものです。

5.事前調査票の補足説明③

| | |
|--|---|
| 0 | |
| 流行初期期間（新型コロナウイルス等感染症に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）の対応 | |
| 対応の内容 | <input type="checkbox"/> 診療 ※検体採取を含む 対応人数： <input type="text"/> 人/日 <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| | <input type="checkbox"/> 検査 ※PCR検査などの核酸検出検査に限る。抗原検査は含まない。 ※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含まない。 検査実施能力： <input type="text"/> 件/日 <input checked="" type="checkbox"/> をつけた場合、可能な限り記入してください。（見込めない場合は空欄可） |
| 対象者 | <input type="checkbox"/> 普段から乙にかかっている患者（かかりつけ患者）に限る <input type="checkbox"/> 小児患者 |
| ※検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。 ※検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。 | |

| | |
|---|---|
| 二 自宅療養者等への医療の提供 ※該当の項目に☑ | |
| 対応時期（目的） | 流行初期期間経過後（新型コロナウイルス等感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内） |
| 対応の内容 | <input type="radio"/> 自宅療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 宿泊療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 障がい者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ |
| ※「対面」とは、患者が医療機関に来院して診察を受けることをいう。 ※※ 初診の特例規定がある場合のみ実施するものも含む。 | |

| | |
|---|---|
| 二 自宅療養者等への医療の提供 ※該当の項目に☑ | |
| 対応時期（目的） | 流行初期期間経過後（新型コロナウイルス等感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内） |
| 対応の内容 | <input type="radio"/> 自宅療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 宿泊療養者 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 高齢者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ <input type="radio"/> 障がい者施設 <input type="checkbox"/> 対面での診療が可能 ※ <input type="checkbox"/> 往診が可能 <input type="checkbox"/> 電話・オンライン診療が可能 ※※ |
| ※「対面」とは、患者が医療機関に来院して診察を受けることをいう。 ※※ 初診の特例規定がある場合のみ実施するものも含む。 | |

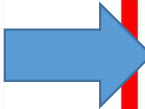
- 流行初期以降（発生公表後3か月程度～6か月まで程度）において、自宅療養者等への医療の提供が対応可能かどうかを対象ごとに回答ください。
- 医療とは、対面、往診、電話・オンライン診療、処方を行います。
- 初診の電話診療の特例が7月31日で終了しましたが、電話・オンライン診療の項目については、特例があれば対応可能な場合も☑を付けてください。

5.事前調査票の補足説明④

0

(個人防護具の備蓄)
第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

| サージカルマスク | N95マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 (双) |
| 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 |



(個人防護具の備蓄)
第4条 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

| サージカルマスク | N95マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 枚 | 枚 | 枚 | 枚 | 枚 (双) |
| 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 | 乙における ____ヶ月分の 使用量 |

(措置に要する費用の負担)

第5条 第3条に基づく措置に要する費用については、予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 甲は、第3条第1号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階から甲が定める基準を満たすもの(※)を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置(流行初期医療確保措置)を行うものとする。

※ 流行初期医療確保措置基準(発熱外来)

- ① 発生の公表後、島根県知事の要請後1週間以内に措置を実施すること
- ② 流行初期から、病院においては1日あたり10人以上、診療所においては1日あたり5人以上の新興感染症を疑う患者を診察できる体制を構築していること
- ③ 新興感染症を疑う患者に対し、検体採取できる体制を構築していること

3 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等)

第6条 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

- 備蓄予定の数量の想定にあたっては、本資料P11も参考に施設の実情にあわせて設定をお願いします。
- 備蓄予定数量を記入いただいた場合、「〇〇ヶ月分の使用量」の〇〇部分についてもご記入ください。
- 備蓄予定がない場合、「0」と記載してください。
- 参考回答欄については、今後の取り組みの参考とさせていただくため、出来るだけ回答をお願いします。

5.事前調査票の補足説明④

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)
 第8条 甲は、乙が、正当な理由(※)がなく、第3条及び第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく勧告、指示、公表(公的医療機関等については、指示、公表)の措置を行うことができるものとする。

※「正当な理由」の例示

- ① 医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ② ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- ③ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
- ④ その他、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと島根県が判断する場合

(協定の実施状況等の報告)

第9条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行うよう努める。

(平時における準備)

第10条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

- 一 乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。
- 二 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。
- 三 措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名の上、捺印を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 島根県
島根県知事 丸山 達也

乙 医療機関名：
保険医療機関番号：
G-MIS ID：
住 所：
管理者の氏名：

青枠内を必ず記入してください。

・保険医療機関番号
321～から始まる10ケタの番号
・G-MIS IDは発行されていない場合は空欄可

青枠内を必ず記入してください。

- ・保険医療機関番号
321～から始まる10ケタの番号
- ・G-MIS IDは発行されていない場合は空欄可

甲 島根県
島根県知事 丸山 達也

乙 医療機関名：
保険医療機関番号：
G-MIS ID：
住 所：
管理者の氏名：

- 「医療機関名」「保険医療機関番号」「G-MIS ID」「住所」「管理者の氏名」をご記入ください。
- G-MIS IDが発行されていない場合は空欄可ですが、発行されたIDが布目の場合は、厚生労働省のG-MIS事務局へお問い合わせください。
メールアドレス：password@g-mis.net
電話番号：0570-783-872(土日祝日を除く平日9時～17時)

6. 今後の予定

1. 事前調査票の回答

①回答先 島根県 薬事衛生課 感染症対策係

メールアドレス：corona-yakuji@pref.shimane.lg.jp

FAX：0852-22-6905

②回答内容を元に協定書（案）のやり取りを各医療機関と実施

2. 医療措置協定締結

島根県医療審議会等の審議を踏まえ、各診療所と医療措置協定を締結予定です。

協定締結後、感染症法に基づく第二種協定指定医療機関として指定させていただきます。

3. 公表

平時には協定を締結した医療機関名や協定の内容を県ホームページで公表します。

新興感染症発生時には、措置の実施状況など患者の選択に資するような情報の公表を行います。

※協定の変更・廃止・追加等は
その都度受け付けます